(別記72)　農地転用届出　不受理通知書（参考例）

不 受 理 通 知 書

第　　号

年　　月　　日

　（届出者名）　様

　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　 〇〇〇農業委員会会長　〇〇　〇〇

　　　　年　　月　　日付けをもって届出書の提出があった農地法第４条第１項第７号（第５条第１項第６号）の規定による届出については、次の理由により受理できないので、農地法施行令第３条第２項（第10条第２項）の規定により通知します。

（理由）

※記載例（該当するものを選択）

・届出に係る農地が市街化区域内にないため。

・届出者（農地法第５条第１項第６号の届出にあっては、権利を設定し、又は移転しよう

とする者）が届出に係る農地につき何らの権原も有していないため。

　 ・届出書に添付すべき書類が添付されていないため。

※４ha以下の場合

〔教　示〕

１ この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第４条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、岐阜県知事に審査請求書（同法第19条第２項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第４項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第２項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の２第２項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

※４ha超の場合　（略）